

社会福祉法人 育護会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人育護会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程で役員とは法人の理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(役員報酬)

第3条 役員に対して支給する報酬は、各年度の総額が80万円を超えない範囲とし、本規程に定める基準に従って算定する。

2 役員が理事会等に出席し報酬を支払う場合には、別表1によりその都度支給する。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事長の命を受けて、理事会以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設運営状況等について、指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

(役員費用弁償)

第6条 役員が職務を執行することに伴い発生した交通費は、旅費規程に基づき、実費弁償として実費相当額を支払う。

(評議員の報酬等)

第7条 評議員が評議員会に出席し報酬を支払う場合には、別表2によりその都度支給する。

2 施設までの交通費は、実費弁償として実費相当額を支払う。

(出張旅費等)

第8条 役員等が法人業務のために出張する場合は、本規程に定める報酬(別表1及び2)を支給するとともに、旅費規程に定める出張旅費を支払う。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経てこれを行う。

【別表1】

項 目	報 酬 (日額)	実費弁償額
理事会等への出席	10,000円 (業務執行理事6,000円)	交通費(旅費)実費
その他理事業務	10,000円 (業務執行理事6,000円)	交通費(旅費)実費
監事監査業務	10,000円 (業務執行理事6,000円)	交通費(旅費)実費

※ 報酬(日額)は、4時間未満の場合3,000円(半額)とする。

【別表2】

項 目	報 酬 (日額)	実費弁償額
評議員会への出席	10,000円 (業務執行理事6,000円)	交通費(旅費)実費

※ 報酬(日額)は、4時間未満の場合、上記金額の半額とする。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。